

インターネット通販を集中調査

「カシミア製繊維製品」の商品テスト実施

生活文化スポーツ局
平成21年11月30日

カシミア100%のはずが、アクリル100%のストールも？

～テスト結果を踏まえ、10事業者に表示の改善を指示～

12月1日から法律改正で、通信販売も返品可能に！

都では、今年度から、インターネット上の広告表示について定期的に調査を行っています。今回、インターネット上で通信販売されているカシミア製の繊維製品について、カシミアの混用率の「商品テスト」を実施しました。結果を踏まえ、表示と実際の混用率が著しく異なる商品を輸入・販売していた10事業者に対して、本日、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）に基づく指示を行いました。

なお、景品表示法に基づく指示を10事業者に対して、同時に行うのは、全国で初めてです。



表示部分



ストール

1 商品テストについて 【詳細は資料1、資料3参照】

カシミア製繊維製品50商品について、カシミア混用率の商品テストを実施
約3割の商品（50商品中13商品）で、「実際の混用率」と「商品の表示」が異なる不適正表示が見つかった。特にストール類では、約4割が不適正

*テストの対象は、インターネット通販で購入したセーター・ストール類



2 景品表示法に基づく指示について 【詳細は資料2参照】

上記13商品のうち、「表示はカシミア100%、実際はアクリル100%」など、実際のものより著しく優良であるように表示していた11商品について、表示の改善を10事業者に指示

【問い合わせ先】 商品テストについて 消費生活部生活安全課 池田・石川・源
内線 29-860 直通 03-5388-3099
指示について 消費生活部取引指導課 千葉・松屋
内線 29-830 直通 03-5388-3065

3 要望・情報提供

商品テスト結果及び景品表示法に基づく指示について、情報提供を行い、インターネット上の表示の適正化の推進を要望する。

(1) 国

消費者庁、経済産業省

(2) 業界団体

社団法人日本通信販売協会、全日本婦人子供服工業組合連合会

4 その他

商品テストの対象商品の中には、家庭用品品質表示法に基づく表示に関して不適正なものが見られたので、これについては別途、必要な指導等を行う。

消費者へのアドバイス

- 1 通信販売では、「返品特約」がある場合は、広告で表示することになっています。特定商取引法の改正により、平成21年12月1日以降は、返品特約のない場合は、契約の申し込みの撤回及び解除が、商品等を受け取った日から8日間、送料消費者負担で可能となります。通信販売で商品等を購入する場合には、返品等に関する表示も確認のうえ、購入しましょう。
- 2 インターネット通販で購入したマフラー・ストール類では、表示と実際が異なる商品に出会う可能性があることを十分認識した上で、購入を検討しましょう。

商品テスト「インターネット通販で購入したカシミア製の繊維製品」

結果概要

カシミアは、柔らかい・軽い・保温性に優れる等の特性をもった高級素材ですが、近年、カシミアの不適正表示事例が多く報告されており、都内の消費生活センターにもカシミア製品の品質を心配する相談が寄せられています。特にインターネット通販では、商品を直接手に取ることができないため、消費者は品質表示を参考に購入するしかありません。

そこでインターネット通販で購入したカシミア製の繊維製品について、カシミア混用率を調査しました。

1 調査対象品

インターネット通販で販売しているカシミア製のストール類・セーター類 50商品
商品の価格は、1,975円～25,250円

2 実施期間

平成21年7月から平成21年10月まで



写真 カシミア製の繊維製品
(ストール類の例)

3 調査結果

ア 実際のカシミア混用率と商品表示とが異なっていたものは、50商品中13商品(26%)。

イ ストール類は約4割が不適正表示。

- ・ ストール類では28商品中12商品(43%)の表示が実際の混用率と異なっていた。
- ・ カシミア混用率100%表示でも、アクリル100%のものが4商品あった。
- ・ セーター類は、22商品中21商品(95%)の表示が正しかった。

ウ 価格との関連性は見られず、価格でカシミア混用率を判断するのは困難。

高価格(18,900円)でもカシミアが全く入っていない商品や、最も安価(1,975円)でもカシミア混用率100%の商品があり、価格とカシミア混用率との関連性は見られなかった。

表 カシミア混用率分析結果

分析結果		ストール類		セーター類		合計	
		商品数	割合	商品数	割合	商品数	割合
混用率 適正		16	57%	21	95%	37	74%
混用率 不適正		12	43%	1	5%	13	26%
カシミアは全く入っていないもの	カシミア100%と表示しているが、実際はアクリル100%	4	14%	0	0%	4	8%
	カシミア100%と表示しているが、実際は羊毛とナイロン等の混紡	2	7%	0	0%	2	4%
	カシミア60～90%と表示しているが、実際は羊毛と絹の混紡	2	7%	0	0%	2	4%
表示された混用率に満たないもの	カシミア100%と表示しているが、実際はカシミア66～86.3%	2	7%	1	5%	3	6%
	カシミア60～70%と表示しているが、実際はカシミア48.5～51.9%	2	7%	0	0%	2	4%

景品表示法に基づく指示について

カシミア製の繊維製品に関する商品テストの結果を踏まえ、表示に疑義のある商品を輸入・販売していた事業者(複数商品を取扱う事業者を含む。)に対して調査を行ったところ、不当景品類及び不当表示防止法(以下「景品表示法」という。)の規定に違反する行為があると認められたので、本日、10事業者に対して景品表示法第7条に基づく指示を行いました。

1 指示事業者の概要

(1) インターネット通信販売事業者

	事業者名	所在地	代表者
1	株式会社NFL	大阪府大阪市中央区大手通二丁目1番7号	代表取締役 川辺 友之
2	株式会社アイロックス	東京都港区南青山六丁目12番3-502	代表取締役 岩本 有紀
3	株式会社インドリーム	東京都港区南青山三丁目12番12号	代表取締役 長谷川峰子
4	株式会社エビスヤ	東京都江東区亀戸二丁目37番8号	代表取締役 吉村 政明
5	青山貿易株式会社	東京都千代田区神田美倉町10番地	代表取締役 谷畑 裕美
6	アトゥマ(屋号)	静岡県静岡市葵区柳原9-29-3F	代表 森 広隆
7	有限会社イーエム	東京都板橋区東新町一丁目1番1号	取締役 江森 時恵
8	株式会社エイト	群馬県前橋市荒牧町111番地18	代表取締役 阿部慎之介
9	有限会社ジャート	岐阜県多治見市西坂町二丁目53番地	代表取締役 塚本 岳之

(2) 輸入事業者(本体表示者:上記(1)の5の仕入先)

	事業者名	所在地	代表者
1	株式会社エヌケイインターナショナル	大阪府大阪市大正区泉尾三丁目6番13号	代表取締役 山下 順啓

2 違反事実について

(1) 優良誤認(景品表示法第4条第1項第1号の規定に違反)

いずれの事業者においても、インターネットの通信販売サイトで販売していた商品に関して、ネット上の広告表示もしくは当該商品の品質表示タグなどで、カシミアの混用率等を表示していたが、当該表示は、実際の混用率を上回る数値が表示されているなど、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると誤認させるものであった。

例:「カシミア100%」と表示していたが、実際はアクリル100%だった。

(2) 有利誤認(景品表示法第4条第1項第2号の規定に違反)

上記事業者のうち4事業者については、販売価格についても、実際とは異なる不当な二重価格表示を行っており、これは、一般消費者に販売価格が安いと誤認させるものであった。

例:「当店通常価格 9,800 円のところ WEB 限定価格 3,999 円」と表示していたが、実際にその通常価格で販売した根拠がなかった。

(注)「二重価格表示」とは、商品の販売価格に、当該販売価格よりも高い他の価格を、比較対照価格として併記して表示するもの。比較対照価格を表示する場合、その内容は適正なものではなくてはならない。

各事業者の違反事実については、「違反事実の概要一覧」参照(P.3)

3 違反行為に対する改善指示の内容

- (1) それぞれの事業者が行った「優良誤認」「有利誤認」に該当する表示について、一般消費者の誤認を排除するために、当該表示の内容について誤りである旨を公示すること
- (2) 今後、一般消費者に誤認されるおそれのある表示を行わないこと
- (3) (2)の行為を防止するために必要な措置を講じ、役員及び従業員に周知徹底すること
- (4) 指示の内容に対する改善措置について、平成 21 年 12 月 14 日までに文書で報告すること

4 違反行為の要因等

通信販売では、消費者は、事業者が表示する「広告」「表示」により、商品の選択を行うこととなるため、販売事業者にはより一層の注意が求められる。

特に、カシミア製の製品については、今回の調査により以下のような問題が確認されている。

(1) 混用率について

カシミア商品はそのほとんどが輸入品である。今回指示対象となった事業者の大半は、自社で品質の検査や確認を行っておらず、輸入元や卸元の表示をそのまま表示していた。

また、指示対象となった商品の中には、輸入当初は、カシミアの混用率を検査し確認していたが、その後、検査を行わないまま輸入を続けたところ、実際のカシミア混用率が表示と異なるものとなっていた事例が複数あった。事業者においては、定期的に検査を行うなどして、混用率を適正に表示する必要がある。

(2) 原産国表示について

カシミア商品の原産国表示については、その根拠を十分に確認しないまま、原産国の表示を行っていたものがあつた。事業者において、原産国を表示する場合には、その根拠を必ず確認の上、表示する必要がある。

違反事実の概要一覧

	事業者名 (インターネットサイト名)	商品	表示媒体	表示期間	表示内容	実際
インターネット通信販売事業者						
1	株式会社NFL (フォーマル専門店 ノービアンノービオ)	ストール類	ネット上 本体表示	平成19年9月 頃～平成21 年10月頃	・「カシミア90%シルク 10%」 ・「定価10,000円のところ 当店特別価格6,300円」	・羊毛73.7%、絹26.3% ・定価の表示に根拠なし
2	株式会社アイロックス (パシュミナスタイル)	ストール類	ネット上	平成17年頃 ～平成21年 10月頃	カシミア(パシュミナ)70% シルク30%	カシミア48.5% 絹 51.5%
3	株式会社インドリーム (インドリームワールド)	ストール類	ネット上 本体表示	平成19年12 月頃～平成 21年10月頃	・「カシミア100%」 ・「50%OFF! 当店通常 価格:14,700円(税込) 価格:7,350円」	・羊毛88.7%、アンゴラ 11.3% ・通常価格の表示に根 拠なし
		ストール類	ネット上 本体表示	平成20年3月 頃～平成21 年10月頃	生地:シルク20% カシ ミア80%	羊毛69% 絹31%
4	株式会社エビスヤ (kameido エビスヤ)	ストール類	ネット上 本体表示	平成19年1月 頃～平成21 年10月頃	カシミア100%	アクリル100%
		ストール類	ネット上 本体表示	平成19年1月 頃～平成21 年10月頃	カシミア100%	アクリル100%
5	青山貿易株式会社 (青山貿易ヨーロッパ 輸入雑貨)	ストール類	ネット上	平成18年12 月頃～平成 21年10月頃	パシュミナ100%	カシミア66% 羊毛34%
6	アトゥマ (帽子屋アトゥマ)	ストール類	ネット上 本体表示	平成19年頃 ～平成21年 10月頃	カシミア100%	アクリル100%
7	有限会社イーエム (イーエムストア)	ストール類	ネット上 本体表示	平成20年10 月頃～平成 21年10月頃	100%カシミア	羊毛82.4% ナイロン17.6%
8	株式会社エイト (紳士服アベ)	ストール類	ネット上 本体表示	平成20年8月 頃～平成21 年10月頃	・「カシミア100%」 ・「[59%OFF] 当店通常価格 9,800円 (税込) のところ WEB限定価格 3,809円 (税込 3,999 円) 」	・アクリル100% ・通常価格の表示に根 拠なし
9	有限会社ジャート (recolte)	セーター	ネット上	平成20年10 月頃～平成 21年10月頃	・「カシミア100%」「中国 内モンゴル産原毛を 100%使用」 ・「【50%OFF特別限定 価格】百貨店・専門店参 考価格 ¥19,950(税込) 限定特別価格 ¥10,000(税込) 」	・カシミア86%、羊毛 14% ・「中国内モンゴル産原 毛を100%使用」の表示 に根拠なし ・参考価格に根拠なし
輸入事業者(本体表示者:上記の5の仕入先)						
1	株式会社エヌケイイン ターナショナル	ストール類	本体表示	平成16年12 月頃～平成 21年10月頃	カシミア100%	カシミア66% 羊毛34%

(表示物は資料4のとおり)

(参考)

不当景品類及び不当表示防止法 抜粋

(昭和37年法律第134号)

(目的)

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

(不当な表示の禁止)

第四条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

2 (省略)

(都道府県知事の指示)

第七条 都道府県知事は、第三条の規定による制限若しくは禁止又は第四条第一項の規定に違反する行為があると認めるときは、当該事業者に対し、その行為の取りやめ若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を指示することができる。その指示は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、することができる。